

入学料免除等申請書に添付する証明書等

(1) 全員提出するもの

区 分	証明書等	発行先	コピー
全員（就学者を除く）	所得・課税(非課税)証明書 ※本人・就学者を除く全員分を提出 ※所得額と課税額の両方がわかる証明書	市区町村役場	×

※留学生で上記書類の提出が難しい場合は、本人の所得・課税（非課税）証明書を提出してください。
（所得・課税（非課税）証明書を提出できない方は、本人の収入状況が分かる書類を提出してください。）

(2) 世帯の状況に応じて提出するもの（所得関係・その他）

区 分	証明書等	発行先	コピー
給与所得のある者	前年所得の源泉徴収票	勤務先	○
給与所得のある者で前年中途就職又は当年就職者（令和8年1月以降に就職または就職先が変わった者）	給与支払（見込）証明書又は最近2～3か月分の給与明細書		○
年金（恩給・老齢年金・遺族・障害年金等）受給者	年金振込通知書又は年金額改定通知書	日本年金機構等	○
退職（予定）者	退職（予定）証明書 退職金支給（予定）額証明書	勤務先	○
給与所得以外（事業・配当・不動産等）の所得のある者	確定申告書の控（税務署の受付印のあるもの） （※受付印がない場合は、税務署発行の「納税証明書（その2 所得金額用）」を添付）		○ ※納税証明書は×
傷病手当受給者	傷病手当金通知書	全国健康保険協会等	○
児童手当、児童扶養手当等受給者	受給額が記載された通知書又は手当が振り込まれている通帳のコピー等	市区町村	○
失業等給付受給者	雇用保険受給資格証明書	職業安定所	○
生活保護受給者	生活保護決定（変更）通知書（扶助料額の記入してあるもの）	市区町村福祉事務所	○
雑所得（内職・短期パート）	確定申告書の控又は源泉徴収票	勤務先	○
学資負担者が死亡した場合	除籍謄（抄）本又は死亡が確認できる書類	市区町村役場	×
	生命保険金及び退職金受給額等を証明する書類		○
無職者（前年度又は当年度中に無職になった者）	離職証明書又は無職証明書	勤務先 民生委員	×
その他世帯の事情に応じて大学の指示する書類			

○各種証明書には、個人番号（マイナンバー）が掲示されていないものを提出すること。

(2) 世帯の状況に応じて提出するもの（特別控除関係）

区 分	証明書等	発行先	コピー
父子・母子世帯	世帯全員が記載されている住民票	市区町村役場	×
就学者のいる世帯	在学証明書（義務教育、高等学校は除く）	在学校	×
障害者のいる世帯	障害者手帳の写し		○
長期療養者のいる世帯 （直近1年間分）	医師等の証明書、経常的に支出している金額を証明できるもの（領収書等）	医師 医療機関	○
震災、風水害、火災その他の災害等の被害にあった場合	被（罹）災証明書、最低限の衣料・家具の購入・修理費等の領収書、長期に渡って収入減を予想させる年間金額の事実がわかるもの	消防署 市区町村役場	○
盗難の被害を受けた場合	盗難届出証明書	警察署	×

○各種証明書には、個人番号（マイナンバー）が掲示されていないものを提出すること。

○医療費の支出・災害・盗難等の被害による特別控除額の認定に際しては、保険・損害賠償等による補填分を差し引くので注意すること。

※住民税非課税世帯に属する（本人、就学者を除く家族全員が住民税非課税であること）場合、特別控除の関係書類の提出は不要です。

ただし、以下に該当する場合はその証明書類を提出してください。

- (1) 納付期限1カ年以内に災害による被害を受けた世帯に属する者
(2) 父子・母子家庭 (3) 障害者（本人）

○特別控除の適用条件（特別控除関係の証明書類は以下に該当する場合のみ提出してください。）

母子・父子世帯	下記の世帯構成の場合に適用 ・母又は父と18歳未満の子の世帯 ・母又は父と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯 ・祖父母と18歳未満の子の世帯 ・配偶者のいない兄弟と18歳未満の子の世帯 ・配偶者のいない兄弟と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯 ※18歳以上の就学者（本人含む）及び長期に療養を要する、心身に障害ある等で経済力のない者は、18歳未満の子として扱う。 ※「経済力のない祖父母」とは、前年の所得金額が50万円以下の祖父母のことをいう。
就学者	・小学校、中学校（特別支援学校を含む） ※証明書不要 ・高等学校（通信制、専攻科、別科、特別支援学校を含む） ※証明書不要 ・高等専門学校（専攻科を含む） ・大学（大学院、短期大学、専攻科及び政令で定める特定別科、通信教育学部を含む） ・専修学校（一般課程、各種学校（予備校、職業訓練学校等）、語学学校は含まない）
障害者	・身体障害者の場合、等級が1級又は2級の者 ・知的障害者の場合、障害の程度が重度(A)の者 ・精神障害者の場合、等級が1級の者
長期療養者	申込時現在において6か月以上に渡る期間療養中のもの 又は療養を必要と認められる者
震災、風水害、火災その他の災害、盗難等の被害を受けた世帯	申込時から過去1年以内に被害を受けたために支出が増大、又は収入が減少して、将来長期にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合に適用